Goldman Sachs Asset Management

# GSグローバル（除く米国）割安高配当株式ファンド

愛称：バリュー&インカム

年1回決算コース／年4回決算コース

追加型投信／内外／株式

## 投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2025.7.29

※「バリュー&インカム」は商標登録出願中です。

NISA 成長投資枠対象商品

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。


［委託会社］ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第325号

［受託会社］ファンドの財産の保管および管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

■照会先

ホームページアドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-4587-6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 株式 | その他資産（投資信託証券（株式）） | 年1回決算コース 年1回<br>年4回決算コース 年4回 | グローバル（日本を含む） | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

- この目論見書により行うGSグローバル（除く米国）割安高配当株式ファンド 年1回決算コースおよびGSグローバル（除く米国）割安高配当株式ファンド 年4回決算コース（以下これらのファンドを総称して「本ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2025年7月16日に関東財務局長に提出しております。当該届出の効力の発生の有無については、委託会社の照会先にてご確認いただけます。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家（受益者）の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます（請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。）。
- 本書においてGSグローバル（除く米国）割安高配当株式ファンド 年1回決算コースを「年1回決算コース」、GSグローバル（除く米国）割安高配当株式ファンド 年4回決算コースを「年4回決算コース」、それぞれを「各コース」ということがあります。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## 委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

資　本　金：4億9,000万円（2025年7月16日現在）

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：6兆6,600億円（2025年4月末現在）

グループ資産残高（グローバル）：2兆8,196億米ドル（2024年12月末現在）

## ファンドの目的

米国を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

### ファンドのポイント

### 1 米国を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

### 2 主に割安で持続的な高配当が期待できる株式に投資を行います。

- 主に高位または持続的な配当を行う企業の株式に投資することで、ポートフォリオ全体で相対的に高い配当利回りの確保をめざします。
- 配当の持続性、株価の割安度合い、事業および経営陣の質等の視点から銘柄選択を行います。
- 確信度の高い30～50銘柄程度*の株式に投資します。

  *市場環境やその他の要因により今後変更する可能性があります。

### 3 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

- 本ファンドはケイマン籍外国投資信託（円建て）「グローバル（除く米国）インカム＆バリュー・エクイティ・サブ・トラスト」を主要投資対象とします。

本ファンドは、MSCI EAFE指数（税引後配当込み、円換算ベース）を運用上の参考指標とします。
一定の事由により運用者が適切と判断する場合には、米国企業の株式に投資する場合があります。また、新興国の株式にも投資する場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います（ファンド・オブ・ファンズ方式については、後記「ファンドの仕組み」をご覧ください）。
委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

## 投資哲学・銘柄選択のポイント

景気サイクルを超えて成長すると期待されるクオリティの高い企業に長期投資することでリターンの獲得をめざします。

### 配当の持続性

現時点の利回りのみならず、企業の利益成長見通しや配当政策といった将来性を重視することで配当の持続性を評価

### 割安度

銘柄特性に応じて、PER(株価収益率)*1、PBR(株価純資産倍率)*2、フリー・キャッシュ・フロー利回り*3などの多面的なバリュエーション分析を行い、割安かを評価

### クオリティ

事業環境、製品・サービスの競争優位性、規律ある財務戦略、経営陣の質などを評価

*1 PER(株価収益率)= 株価 ÷ 1株当たり純利益
株価を1株当たり純利益で除したもので、株価が1株当たり純利益の何倍の価値になっているかを示すものです。PERが高いほど利益に比べ株価が割高であることを示し、逆にPERが低いほど、株価が割安であることを示しています。

*2 PBR(株価純資産倍率)= 株価 ÷ 1株当たり純資産
株価を1株当たり純資産で除したもので、株価が1株当たり純資産の何倍の価値になっているかを示すものです。PBRが高いほど純資産に比べ株価が割高であることを示し、逆にPBRが低いほど、株価が割安であることを示しています。

*3 フリー・キャッシュ・フロー利回り(FCF利回り)= フリー・キャッシュ・フロー ÷ 時価総額
フリー・キャッシュ・フローを時価総額で除したもので、市場価値に対して、企業がどれだけのフリー・キャッシュ・フローを生み出しているかを示すものです。FCF利回りが高いほど、キャッシュ・フローの創出能力が高く株価が割安であることを示しています。

上記は銘柄選択の基準を例示したものであり、実際に組入れられる銘柄が必ずしも上記すべての基準に当てはまるわけではありません。また、かかる基準は今後変更される場合があります。上記がその目的を達成できる保証はありません。

## 投資プロセス

本ファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループが担当し、以下の投資プロセスに従って運用を行います。

銘柄数は市場環境やその他の要因により今後変更する可能性があります。

上記の投資プロセスは変更される場合があります。上記は本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の投資プロセスを説明したものです。上記がその目的を達成できる保証はありません。

## ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。

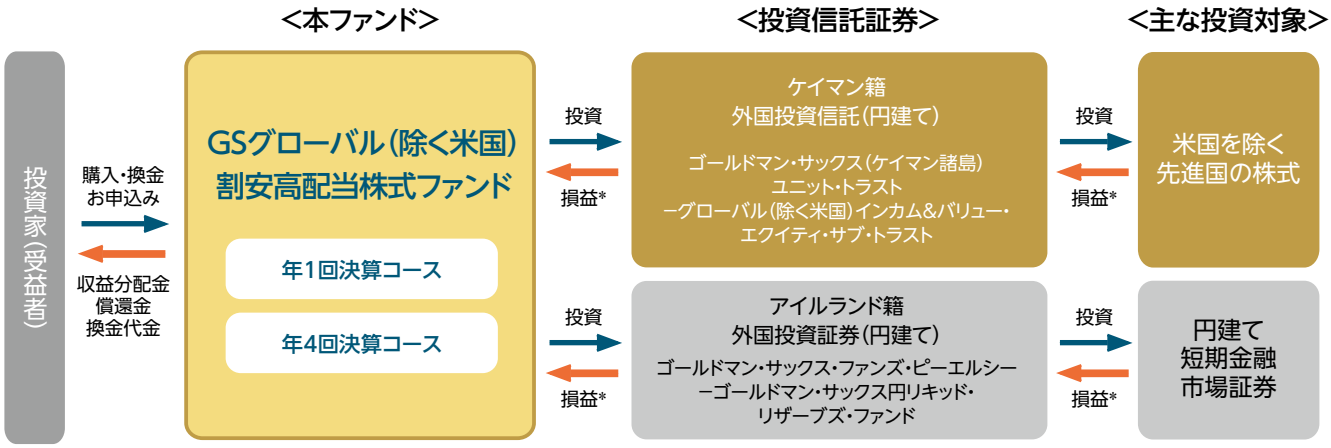


*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

※上記の投資信託証券(以下、総称して「組入れファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。)への投資比率は、資金動向および投資対象となる各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則としてケイマン籍外国投資信託(円建て)「ゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラスト−グローバル(除く米国)インカム&バリュー・エクイティ・サブ・トラスト」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

※上記は2025年7月16日現在予定されている組入れ投資信託証券です。投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

## ファンドの分配方針

### 年1回決算コース

原則として、年1回の決算時（毎年1月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口=1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※初回決算日は2026年1月20日とします。

### 収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

### 年4回決算コース

原則として、年4回の決算時（毎年1月、4月、7月および10月の各20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準や市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口=1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※初回決算日は2026年1月20日とします。

年4回決算コースについては、下記のように配当等収益を源泉として安定した分配を行うことをめざします。さらに基準価額水準等に応じて、組入銘柄の売買益を源泉とした分配金を上乗せ*して分配することをめざします。

年4回決算コース 収益分配のイメージ図

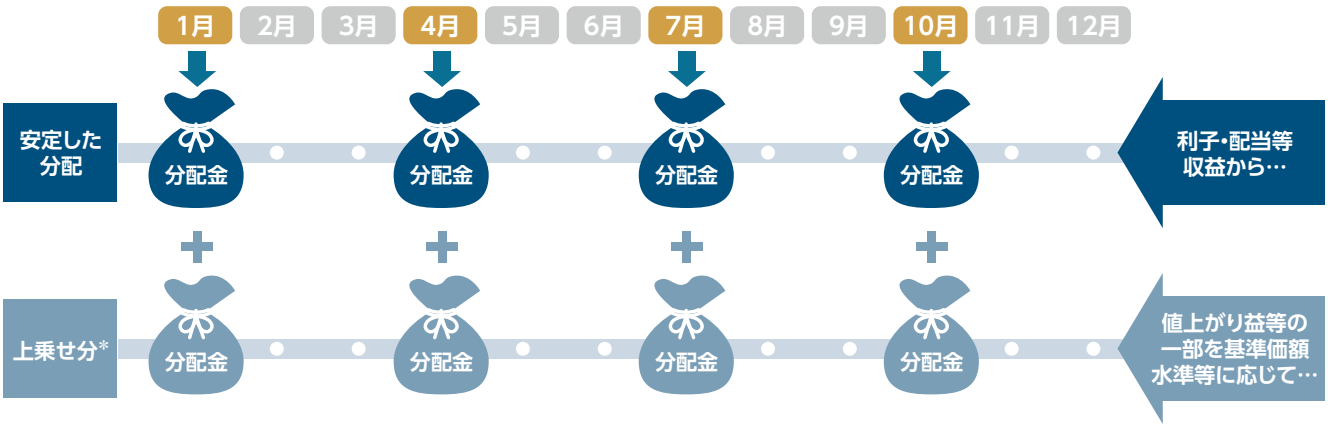


*上乗せできない場合があります。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

**投資信託で分配金が支払われるイメージ**

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

**前期決算から基準価額が上昇した場合**

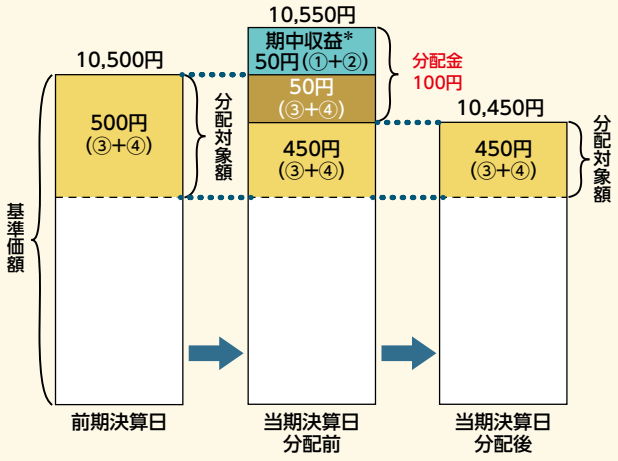


**前期決算から基準価額が下落した場合**

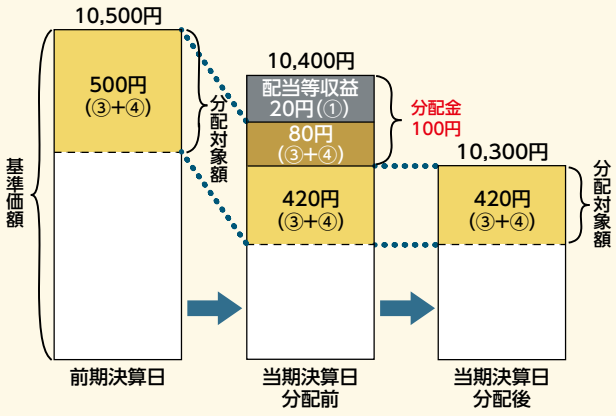


*上図の期中収益は以下の2項目で構成されます。

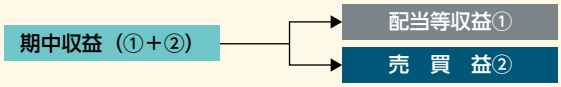


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

**分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合**

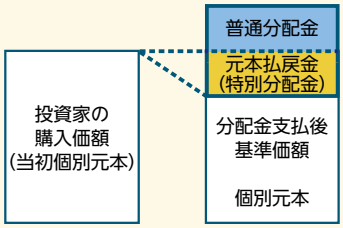


※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

**分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合**

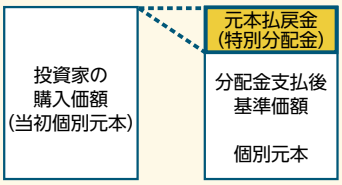


※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金:個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

# 追加的記載事項

## 組入れファンドの概要

| ファンド名 | ゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラスト<br>−グローバル(除く米国)インカム&バリュー・エクイティ・サブ・トラスト |
|---|---|
| ファンド形態 | ケイマン籍外国投資信託(円建て) |
| 投資目的 | 信託財産の長期的な成長およびインカムの獲得をめざして運用を行います。 |
| 運用の基本方針等 | ①米国を除く先進国の株式を主要投資対象とし、主に高位または持続的な配当を行う企業の株式に投資することで、相対的に高い配当利回りの確保をめざします。<br>②配当の持続性、株価の割安度合い、事業および経営陣の質等の視点から銘柄選択を行います。<br>③外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。<br>④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。<br>⑤市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。 |
| 運用報酬等 | なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等(管理会社報酬(年額41,000米ドルの固定報酬および年額27,750米ドルを上限とした変動報酬)を含みます。)が別途支払われます。) |
| 管理会社 | シーエス(ケイマン)リミテッド |
| 投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー |
| 副投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル<br>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド |

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

| ファンド名 | ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー<br>−ゴールドマン・サックス円リキッド・リザーブズ・ファンド |
|---|---|
| ファンド形態 | アイルランド籍外国投資証券(円建て) |
| 投資目的 | 元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。 |
| 運用の基本方針等 | ①主に円建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。<br>②高格付証券として適格であり、また格付けのない場合には高格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。<br>③原則として購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。 |
| 運用報酬等 | なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。) |
| 管理会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド |
| 投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル |
| 副投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー |

上記は2025年7月16日現在予定されている組入れファンドの概要であり、今後内容が変更される場合があります。

## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因

#### 株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）・集中投資リスク

本ファンドは米国を除く先進国の株式を実質的な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。また、本ファンドは、実質的に比較的少数の銘柄に集中して投資を行いますので、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きいと考えられます。

一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

#### 為替変動リスク

本ファンドは、米国を除く先進国の株式を主な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国・地域の政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

## その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

## 参考情報 下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### 年1回決算コース

#### 本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは2025年8月19日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

#### 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

期間：2020年5月～2025年4月

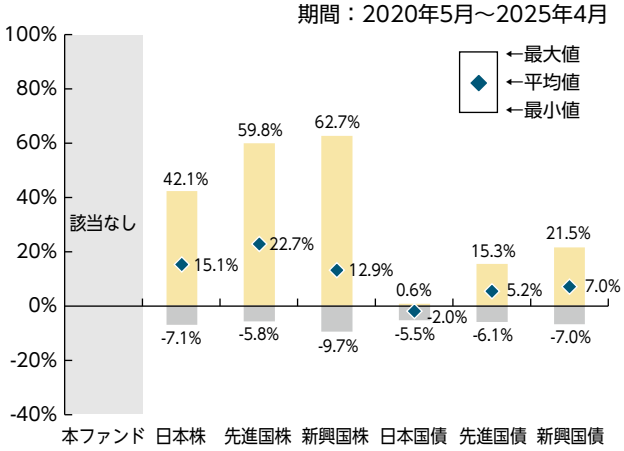


### 年4回決算コース

#### 本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは2025年8月19日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

#### 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

期間：2020年5月～2025年4月

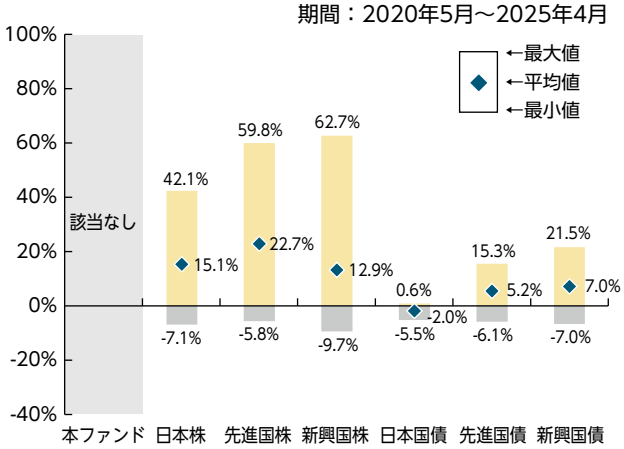


- 本ファンドは2025年8月19日から運用を開始するため、上記グラフでは代表的な資産クラスについてのみ表示しています。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

- 各資産クラスの指数
  - 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
  - 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
  - 新興国株：MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
  - 日本国債：NOMURA-BPI 国債
  - 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
  - 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

□東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者（以下総称して「MSCI当事者」といいます）は、MSCIの情報について一切の保証（独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません）を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害（逸失利益を含みます）およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

# 運用実績

本ファンドの運用は2025年8月19日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社で開示される予定です。

※本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。

## お申込みメモ

| | | |
|---|---|---|
| 購入時 | 購入の申込期間 | 当初申込期間：2025年8月1日から2025年8月18日まで<br>継続申込期間：2025年8月19日から2026年10月20日まで<br>（継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。） |
| | 購入単位 | 販売会社によって異なります。 |
| | 購入価額 | 当初申込期間：1口当たり1円（1万口当たり1万円）<br>継続申込期間：購入申込日の翌営業日の基準価額 |
| | 購入代金 | 当初申込期間：当初申込期間中にお申込みの販売会社にお支払いください。<br>継続申込期間：販売会社が指定する日までにお支払いください。 |
| 換金時 | 換金単位 | 販売会社によって異なります。 |
| | 換金価額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額 |
| | 換金代金 | 原則として換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。 |
| 申込について | 購入・換金申込不可日 | 英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日、12月24日および主要投資対象とする投資信託証券が定めるその他の休業日（以下「ファンド休業日」といいます。） |
| | 申込締切時間 | 当初申込期間：販売会社が定める時間とします。<br>継続申込期間：「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。<br>※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。 |
| | 換金制限 | 各コースについて信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円以上の大口のご換金は制限することがあります。 |
| | 購入・換金申込受付の中止および取消 | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。 |
| その他 | 信託期間 | 原則として無期限（設定日：2025年8月19日） |
| | 繰上償還 | 各コースについて純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。また、主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、信託を終了します。 |
| | 決算日 | 年1回決算コース：毎年1月20日（ただし、休業日の場合は翌営業日）<br>年4回決算コース：毎年1月20日、4月20日、7月20日および10月20日（ただし、休業日の場合は翌営業日）<br>※各コースについて初回決算日は2026年1月20日とします。 |
| | 収益分配 | 年1回決算コース：年1回の決算時に原則として収益の分配を行います。<br>年4回決算コース：年4回の決算時に原則として収益の分配を行います。<br>※販売会社によっては、分配金の再投資が可能です。<br>※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| その他 | 信託金の限度額 | 当初申込期間：各コースについて3,000億円を上限とします。<br>継続申込期間：各コースについて3,000億円を上限とします。 | |
| | 公告 | 公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。 | |
| | 運用報告書 | 年1回決算コース | 年1回（1月）の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。 |
| | | 年4回決算コース | 年2回（1月および7月）の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。 |
| | スイッチング | スイッチング（乗換え）につきましては、販売会社にお問い合わせください。<br>※スイッチングの際には換金（解約）されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。 | |
| | 課税関係（個人の場合） | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>本ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除の適用はありません。 | |

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | |
|---|---|---|---|
| 購入時 | 購入時手数料 | 購入申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1万口当たり1万円）に、**3.3%（税抜3%）を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。<br>（くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。）<br>購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。 | |
| 換金時 | 信託財産留保額 | なし | |
| **投資者が信託財産で間接的に負担する費用** | | | |
| 毎日 | 運用管理費用（信託報酬）<br>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 | 純資産総額に対して | **年率1.672%（税抜1.52%）** |
| | | 内訳 | |
| | | 支払先の配分および役務の内容 | 委託会社：ファンドの運用／受託会社への指図／基準価額の算出／目論見書・運用報告書等の作成 等 → 年率0.825%（税抜0.75%） |
| | | | 販売会社：購入後の情報提供／運用報告書等各種書類の送付／分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等 → 年率0.825%（税抜0.75%） |
| | | | 受託会社：ファンドの財産の管理／委託会社からの指図の実行 等 → 年率0.022%（税抜0.02%） |
| | | ※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、年1回決算コースは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、年4回決算コースは毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。 | |
| | 信託事務の諸費用 | 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、年1回決算コースは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、年4回決算コースは毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。（主要投資対象とする投資信託証券の管理会社報酬（年額41,000米ドルの固定報酬および年額27,750米ドルを上限とした変動報酬）を含みます。） | |
| 随時 | その他の費用・手数料 | 有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等<br>上記その他の費用・手数料（組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。）はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 | |

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時　期 | 項　目 | 税　金 | |
|---|---|---|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 | 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 | 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。
上記は、2025年7月16日現在のものです。

### 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Goldman Sachs Asset Management

GSグローバル(除く米国)割安高配当株式ファンド　愛称:バリュー&インカム
年1回決算コース／年4回決算コース